

商店街感染症対策支援事業の案内

商店街が行う新生活様式への対応（ひょうごスタイル）にあわせた感染症対策を支援します。

	概要
対象事業者	商店街・小売市場の団体、商店街連合会 ※任意の商店街団体も含む
取組内容	① 感染症拡大防止事業 （商店街が実施する共有スペース等の感染症対策） ② クリーン商店街発信事業 （感染症対策に取り組む商店街のPRや来街者への啓発）
補助の対象となる経費	① 感染症拡大防止事業 （感染症対策の導入経費） ・サーモカメラ、換気扇の設置 ・空気清浄機、アルコール自動噴射機、紫外線照射モジュール、クリアパーティションの購入 等 ② クリーン商店街発信事業 （PR経費） ・啓発資材の作成（タペストリー、のぼり、ちらし 等） ・HPの更新 等
実施期間	令和2年4月7日（火）（緊急事態宣言後）～9月30日（水）
申請期間	令和2年6月22日（月）～9月30日（水）
補助金額	定額補助 商店街・小売市場：上限1,000千円、下限100千円 商店街連合会：上限2,000千円、下限100千円

お問い合わせ

兵庫県商店連合会

- ・申請手続き等詳しくは下記ホームページをご確認下さい。
HP：<http://hyogo-omise.com/>
- ・ご相談はお電話・メールで受付致します。
電話：078-341-7711（内3565） [平日9:00～17:00]
メール：post@hyogo-omise.com
- ・申請書類は郵送で受付致します。
住所：〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター3F